

## 「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)  
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA  
UNIVERSITÄT, TOKYO

### 行政行為その1 行政行為の概念と種類

---

---

---

---

---

---

---

---

### 行政行為(≡行政処分)の定義

- 行政庁が、
- 法律(法令)に基づき、
- 優越的な意思の発動または公権力の行使として、
- 国民に対して具体的な事実について直接的に法的な効果を生じさせる行為。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 行政行為の概念と前提

- 法律による行政の原理が直接的に妥当する⇒法律の根拠を必要とする。
- 行政と国民とは対等の関係にはないことが前提となっている。
- 具体的な事実について直接的に法的な効果を生じさせる⇒具体的な事実について国民の権利・自由または義務に直接的な変動を及ぼす。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 行政行為の分類(1)

- **対人処分**:人の性質などに着目した行政行為のこと。一身専属性が認められるため、(第三者への)譲渡や相続は認められない。
- **対物処分**:物の性質などに着目した行政行為のこと。第三者への譲渡などが認められる。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 行政行為の分類(2)

- **侵害的処分**:国民の権利・自由を制約し、または義務を課す行政行為
- **授益的処分**:国民に権利(利益)を与え、または義務を免除する行政行為
- **二重効果的処分**:名宛て人に対しては授益的処分であっても、第三者には不利益を課すことになる行政行為

---

---

---

---

---

---

---

---

## 行政行為の分類(3)

- **法律行為的行政行為** = 行政庁の効果意思の表示を要素とするもの。
- **命令的行為**:私人に対して、**作為、受忍** または**不作為**を命ずるもの。下命、許可および免除に細分される。
- **形成的行為**:人に対して**法的地位**を設定し、**変更**し、または**剥奪**するもの。特許、認可および代理に細分される。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 行政行為の分類(4)

■ **準法律行為的行政行為** = 行政庁の効果意思以外の判断・認識などの精神作用の表示を要素とするもの。

- ・確認
- ・公証
- ・通知
- ・受理

---

---

---

---

---

---

---

---

## 許可

- ・ **許可** = 法律による一般的な禁止(不作為義務)を解除する行為
- ・ 許可を受けなかった行為 → 強制執行または処罰の対象になるが、その行為の効力が必ず否定される訳ではない。
- ・ 許可によって何らかの利益を得るとしても、それは反射的利益であることが多い。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 反射的利益

- ・ 反射的利益 = 法が何らかの利益の実現を目指して或る行為を命令したり制限したりする結果として私人が受ける事実上の利益のこと。
- ・ 反射的利益 ≠ 法律により保護される利益
- ・ 例: 医師法によって医師に診療義務が課される結果として患者が診療を受ける利益
- ・ 訴えの利益(行政事件訴訟法第9条)の有無を判断する際の重要な概念

---

---

---

---

---

---

---

---

## 特許(設権行為)

- ・特許＝私人に対して新たに権利能力、権利、包括的法律関係を設定する行為
- ∴私人が有しないとされる特別な権利能力や権利、包括的な地位などを設定する行為
- ・特許を受ける私人には、第三者に対抗する法律上の力が与えられる。
- ・特許は、申請を前提要件とする。

---



---



---



---



---



---



---

## 認可(補充行為)

- ・認可＝私人の行為を補充してその法律上の効力を完成させる行為
- ・認可を受けない行為＝原則として無効(強制執行や処罰の対象にならない)
- ・認可の対象＝法律的行为のみ
- ・許可と異なり、禁止の解除という性格を持たない。

---



---



---



---



---



---



---

## 確認

- ・確認＝法律行為を確定する行為
- ・確認＝準法律行為的行政行為(行政庁の判断の表示を要素とする)
- ・確認＝特定の事実または法律関係に関し、存否や真否を公の權威をもって判断する行為→この判断の表示に法律が一定の効果を付与する。

---



---



---



---



---



---



---